資料2

こども誰でも通園制度の実施施設の追加等について

1　こども誰でも通園制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的として、月一定時間（10 時間まで）の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度。

2　実施施設の追加について

本市では、こども誰でも通園制度について、令和８年４月から私立保育所等２施設において実施している。

乳児等通園支援事業を私立保育所等が実施する場合には、児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項に基づく認可手続きが必要となり、認可に当たっては児童福祉審議会等の意見を聴くこととされている。このため、令和８年 1 月 21 日開催の宇部市子ども・子育て審議会（書面）において、制度の概要、実施方法、意見聴取の位置づけ等について説明するとともに、当該２施設の認可について諮問を行ったところである。

今回、利用機会の拡大を図るため、新たに実施施設を募集したところ、私立保育所 1 施設から申請があった。

また、公立保育園においても、令和８年６月から同事業を開始しているが、公立保育園が乳児等通園支援事業を行う場合には、児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項に基づく認可及び児童福祉審議会等の意見聴取は不要とされている。

このため、今回の審議会においては、新たに実施予定の私立保育所 1 施設については認可及び確認に係る諮問事項として、公立保育園における実施については報告事項として取り扱うものである。

3　認可・確認事項

【実施方式】

ア　一般型（在園児合同）　保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と合同で受入れを行う方法

イ　一般型（専用室独立実施）　保育所等の定員と関わりなく定員設定を行い、在園児と別の専用スペースを設けて受入れを行う方法

ウ　余裕活用型　保育所等の定員の空き枠を活用して受入れを行う方法

【設備・運営基準】

事業区分／実施方法	一般型（在園児合同）	一般型（専用室独立実施）	余裕活用型
設備基準	・在園児と本事業のどちらも面積基準を満たしていること	・乳児室 1.65 ㎡以上／人 ・ほふく室 3.30 ㎡以上／人 ・保育室又は遊戯室 1.98 ㎡以上／人	・既存の保育事業の設備基準と同等
職員の配置基準	【0歳児】 3人につき保育士1人 【1、2歳児】 6人につき保育士1人	・左記に同じ	・左記に同じ

【利用定員】

1 時間当たりの利用定員を定める

【運営規程】

・特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
・その提供する特定乳児等通園支援の内容
・職員の職種、員数及び職務の内容
・特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

こども誰でも通園制度の実施施設の追加等について

・保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
・１時間当たりの利用定員
・特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
・緊急時等における対応方法
・非常災害対策
・虐待の防止のための措置に関する事項
・その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

４　新たに実施予定の私立保育所

項目	概要				
事業所名称	双葉保育園				
施設所在地	宇部市大字東岐波 458 番地２				
施設類型	保育所				
法人名	社会福祉法人三光会				
代表者・氏名	理事長　入江聡				
事業類型	余裕活用型				
利用定員	０歳	１歳	２歳	合計	
	３人	３人	３人	９人	
設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室	ほふく室	保育室 遊戯室	便所	調理設備
	20.91 ㎡	41.92 ㎡	29.70 ㎡	有	有

運営体制	
開所日	火曜日、木曜日、金曜日
提供時間	９時～11 時
職員配置	11 人（保育士 11 人、保育補助者０人）
食事の提供	なし

【認可基準の適否】

条項	基準の内容	確認内容	適否
第７条	（安全計画の策定等） 設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策定しているか。	策定済	適
第 15 条	（食事） 食事の提供を行う場合、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているか。	備えている 実施予定なし	適
第 25 条	（設備及び職員の基準） 施設又は事業所の区分に応じた基準に適合していること。 （設備基準） 余裕活用型であるため通常保育と合算 ０歳児：1.65 ㎡×５人 １歳児：3.30 ㎡×10 人 ２歳児：1.98 ㎡×10 人	０歳児 20.91 ㎡ ≧8.25 ㎡ １歳児 41.92 ㎡ ≧33.00 ㎡ ２歳児 29.70 ㎡ ≧19.80 ㎡	適

こども誰でも通園制度の実施施設の追加等について

【確認基準の適否】

条項	基準の内容	確認内容	適否
第３条	（利用定員） １時間当たりの利用定員が、通常保育の利用定員に応じた基準に適合していること。	０歳児 ５人≧３人 １歳児 10人≧３人 ２歳児 10人≧３人	適
第19条	（運営規程） 特定乳児等通園支援事業者は、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	定めている	適

５　公立保育園における実施の報告

項目	概要			
事業所名称	西岐波保育園			
施設所在地	宇部市床波四丁目12番24号			
施設類型	保育所			
法人名	宇部市			
代表者・氏名	園長　加来千恵			
事業類型	一般型			
利用定員	０歳	１歳	２歳	合計
	３人	５人	５人	13人

設備の状況					
所有形態	自己所有				
使用する保育室等の状況	乳児室	ほふく室	保育室 遊戯室	便所	調理設備
	－	－	35.51㎡	有	有
運営体制					
開所日	月曜日から金曜日まで				
提供時間	９時30分～11時30分、13時30分～15時30分				
職員配置	３人（保育士３人、保育補助者０人）				
食事の提供	なし				